## ○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから90日超を経過しているもの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
都市再生機構	「ビュープラザセンター北団地10年大規模修繕工事に関する公団が行った先行工事に関して、作業者連絡先を記した一覧」	Н17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「ビュープラザセンター北団地10年大規模修繕先行公団責任の工事に関し、事故が発生したと開示請求者がFAXで連絡した後、公団が本件に関し事実などを調査したであろう内部資料」	Н17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「公団が建設業者より買求める、即ち落成検査の際、共用廊下部設置されたコンセントカバーに関して施錠して引き渡されるのかの基準」	Н17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「公団はどのような理由及び基準で鍵付きコンセントカバーを設置し販売した のかその基準を示す書面」	Н17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「開示請求者迄文書をFAXがないと会議の席で発言しているのに、開示請求者以外の所にFAXしたその理由がわかる資料」	H17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「開示請求者の自宅で営業している法人を公団として調査した理由が記された書面」	H17. 3. 15	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「公団の設計基準において通信予備配管設置する基準と、ビュープラザセンター北団地の開示請求者が居住する号棟の1階にある電話配線盤収納(MDF)から各部屋に用いられている現用配管と予備配管の配置がわかる図面」	Н17. 4. 6	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立てに係る対象文書の一部開示決定に対する再確認に時間を要した。
	「ビュープラザセンター北団地の開示請求者が居住する号棟の花台に関し管理 組合に渡してある図面と、実際の物とがその図面通り施工されていない。公団 の受け入れ検査で確認をしているのか具体的にビュープラザセンター北団地の 開示請求者が居住する号棟の花台に関し公団の施工図面の開示と異なる理由」	Н17. 4. 6	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「ビュープラザセンター北団地において住民が使用し公団が所有し管理している、車が一般的に相互通行する通路(道路)において花壇が設置されている。 ①此の通路の幅と、花壇が占める占有率等が分かる数値が記載された図面、② その施工月日が分かる書類、また③その安全性に問題が無いと判断された基の公団の基準文書と④その検討結果で問題がないとした書面」	H17. 4. 28	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	「神奈川地域支社内で販売を目的とした分譲住宅敷地内に隣接する賃貸住宅住 人が主に利用する事になる分譲地内に賃貸住宅向け通路を作成し販売する事が 許された、法律に基づく根拠を記した書面」	Н17. 4. 28	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「①都市機構神奈川地域支社(以下「支社」という。)主催の工事の安全に関する講習会、講演会、研修(以下「講習会等」という。)及び②都市機構以外部組織主催の支社職員が受講した講習会等の平成11年~15年度の各年の内容が分かる資料」	H17. 4. 28	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては文書不存在による不開示決定部分に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「都市機構が販売した分譲建物で、過去10年以内に瑕疵補修の為棟ごと居住者を一時引っ越しさせた修繕工事(修繕の為の建て替えを含む)予算がわかる書面」	Н17. 4. 28	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不開示決定に対するものであるため、対象文書の再確認に時間を要した。
	「添付する別紙、都市機構から発信されたであろう資料(公務員個人情報取り扱い義ム違反が疑われる)の確認が来た場合、返答しなくて良いと判断する場合その基準を記した判断基準となる書面」	Н17. 4. 28	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「公団が管理し施工している工事に於いて事故との連絡を受けたとき、警察等への報告など処理手順を記載した平成11年度以降全てにおける事故安全対応マニュアル又はそれに該当する項目を記した書面」	H17. 5. 13	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては開示決定に対するものであることから、対象文書の再確認に時間を要した。
	「接客マニュアル平成11年現在平成17年」	H17. 9. 1	211	不開示決定後も先方と折衝を行い、異議申立書の趣旨及び理由 について確認をするとともに、特定した文書以外についても類 する資料を提示し、請求文書であるかどうかの確認等を行って いた為
	「平成12年度小石川二丁目地区土地取得交渉の継続に係る文書」	Н17. 7. 28	246	不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要しているため。
	「平成12年度小石川二丁目用地交渉記録等」	Н17.7.28	246	不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要しているため。
	「平成13年度小石川二丁目用地交渉記録等」	Н17.7.28	246	不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要しているため。
	「平成14年度小石川二丁目用地交渉記録等」	H17. 10. 26	157	不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要しているため。

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	「平成15年度小石川二丁目情報公開開示請求に関する文書」	Н17. 10. 26	157	不開示部分の妥当性の慎重な検討に時間を要しているため。
琉球大学	平成15年2月3日付けで、患者が琉球大学医学部附属医事課長に提出した「診療録ファイル文書」及び添付文書(平成11年11月28日付で「沖縄県歯科医師会休日診療所」から提出された「診療情報提供書の写し」)	Н17. 9. 26	186	異議申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
東京地下鉄株式会社	懲戒付議稟議(2001年度)	Н16. 5. 6	694	処理方針の検討及び諮問に係る準備に時間を要しているため
	平成15年度法人文書ファイル管理簿工務部工務課全ページ	Н16. 5. 6	694	処理方針の検討及び諮問に係る準備に時間を要しているため
	「中野坂上駅の直近のテープ(乗客監視用)のようなもの」に相当する法人文 書	Н16. 5. 6	694	処理方針の検討及び諮問に係る準備に時間を要しているため
	「交通営団ビル 1 F受付に設置されている監視カメラの直近のビデオテープ」 に相当する法人文書	Н16. 5. 6	694	処理方針の検討及び諮問に係る準備に時間を要しているため
	上野駅カメラ配置図	Н16. 5. 6	694	処理方針の検討及び諮問に係る準備に時間を要しているため